

公安委員会 説明資料No. 1	「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき国際テロリストを指定する件」について	令和元年12月12日 警 備 局
<p>1 概要</p> <p>国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号。以下「法」という。）第4条第4項に基づく聴聞の実施結果を踏まえ、同条第1項の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第1373号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストを指定する。</p> <p>2 指定する国際テロリスト</p> <p>指定する国際テロリストの名称その他の事項を国家公安委員会告示により公告する。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 指定する国際テロリストの内訳 法人その他の団体：5団体○ 指定の有効期間（3年を超えない範囲で指定） 令和元年12月13日から令和4年12月12日までの間 <p>3 指定要件の該当性</p> <p>指定される国際テロリストは、法第4条第1項各号のいずれにも該当している必要があるところ、上記国際テロリストについては、以下の要件に該当する。</p> <ul style="list-style-type: none">① 外国為替及び外国貿易法により対外取引規制を受ける者（同条同項第1号）② 我が国と同等の水準にあると認められる制度を有している国により財産の凍結等の措置を受けている者（同条同項第2号ハ） <p>4 聴聞の実施結果</p> <p>法第4条第4項は、国際テロリストの指定をしようとするときは、聴聞を行わなければならないとしているところ、不利益処分の名あて人となるべき者として通知したいずれの者も聴聞の期日（令和元年12月2日）に出頭しなかったことから、不出頭として聴聞を終結した。</p> <p>5 今後の予定</p> <p>12月13日：国家公安委員会告示の官報掲載（本件指定の公告）</p>		

1 六代目山口組及び神戸山口組の「特定抗争指定暴力団等」としての指定

(1) 経緯

指定暴力団六代目山口組、神戸山口組に関連して、最近、刃物や銃器を使用した事件が続発している状況を受けて、関係6府県の各公安委員会において、両団体を暴力団対策法上の「特定抗争指定暴力団等」として指定するための手続を開始。

(2) 関係公安委員会

兵庫県、大阪府、京都府、岐阜県、三重県、愛知県の各公安委員会

(3) 指定手続の流れ

- ア 意見聴取の期日及び場所を通知・公示
- イ 意見聴取の実施
- ウ 指定の意思決定
- エ 官報公示（効力発生）

2 五代目工藤會の「特定危険指定暴力団等」としての指定の期限延長

(1) 経緯

福岡県及び山口県の各公安委員会は、平成24年12月27日、指定暴力団五代目工藤會を暴力団対策法上の「特定危険指定暴力団等」として指定し、その後、当該指定の期限を6回延長しており、本年12月26日に当該期限が満了するところ、今般、更に当該期限を延長。

(2) 延長する期間

1年間（令和元年12月27日から令和2年12月26日まで）

(3) 警戒区域

- 福岡県：北九州市、福岡市、行橋市、豊前市、中間市、春日市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡、京都郡及び築上郡（注）
- 山口県：下関市、山口市及び防府市（注）

（注）島しょ部（架橋等により本土との陸上交通が確保された島を除く。）の区域を除く。